

事務連絡
令和4年8月31日

介護事業所及び高齢者施設 御中

京都府健康福祉部高齢者支援課長

京都府社会福祉施設等省エネ推進緊急対策事業費補助金の募集について

標題の補助金について、下記により申請の受付を開始します。補助金の交付を希望する場合は、別添の募集要項及び京都府社会福祉施設等省エネ推進緊急対策事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」と記載）に従って、必要な添付資料を添えて期日までに下記宛てに郵送してください。

なお、本事業は予算の範囲内で行いますので、申請をいただいた場合でも不交付となる場合や、申請額どおりの交付決定とならない可能性がある旨、ご注意ください。

記

1. 補助対象者

京都府の区域（京都市の区域を除く。）に所在する通所系サービス事業所及び高齢者施設・障害者施設等を運営する者

2. 補助対象事業

- (1)空調設備の更新・新設（新設は換気機能があるものに限る。）
- (2)換気設備の更新
- (3)冷蔵庫の更新
- (4)照明機器の更新（新たにLED化するものに限る。）
- (5)デマンド制御装置等の新設

3. 補助対象事業期間

令和4年6月23日から令和4年12月31日までに機器や設備の整備（機器の発注から納品や設置工事の完了）が行われる事業を対象とする。

なお、事業実施に要する経費の支払いは、令和5年1月31日までに完了すること。また、令和4年6月23日から補助金交付決定までの間に、事業に着手（発注から支払いまで可とする）する場合は、事前着手届を提出すること。（事前着手届は、補助金の採択を確約するものではありません。）

4. 補助対象経費、補助率及び補助上限額

交付要綱のとおり

5. 提出期間

令和4年8月31日（水）～9月30日（金）（必着、締切厳守）

6. 提出書類

- ・ 交付申請書（別記第1号様式）
- ・ 事業計画書（別記第1号様式 別紙1-1）
- ・ 事業内訳書（別記第1号様式 別紙1-2）
- ・ 収支予算書（別記第1号様式 別紙2）
- ・ 口座振替依頼書（別記第1号様式 別紙3）
- ・ 設備等の購入及び設置工事に係る事業者の見積書の写し
- ・ 設備等の購入及び設置工事に要する経費の内訳が確認できる資料（明細書等）
- ・ 設置設備等の内容が確認できる書類（カタログ等）
- ・ 施設の平面図に設備等の設置箇所を示した図面
- ・ 事前着手届（令和4年6月23日以降交付決定前に交付決定前に事前着手する場合のみ）

7. 書類提出先

郵送の場合：〒600-8078 「京都柳馬場松原郵便局」留

京都府社会福祉施設等省エネ推進緊急対策事業事務局 宛 ※持参不可

電子メールの場合：kyoto-shoene@bsec.jp

8. 問い合わせ先

京都府社会福祉施設等省エネ推進緊急対策事業事務局

電話番号：075-284-0144

受付時間：9：30～17：30（平日のみ。土日祝除く）

E-mail：kyoto-shoene@bsec.jp

京都府健康福祉部高齢者支援課
事業所・福祉サービス係